

議案第80号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年11月30日提出

新居浜市長 佐々木 龍

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成16年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「という。）には」を「という。）には、規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」に、「100分の70」を「100分の100以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「一般の派遣職員の派遣先」を「派遣先」に、「前項本文」を「前項」に、「当該一般」を「一般」に改める。

第8条の見出し中「給与の種類」を「給与」に改め、同条中「である派遣職員には」を「である派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」に、「当該派遣職員の派遣先」を「派遣先」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

一般職の国家公務員に係る人事院規則の一部改正に準じて、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の派遣期間中の給与の支給割合に調整の余地を持たせるため、本案を提出する。